

ふじみ野市手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
別表(第2条、第5条、第8条関係)				別表(第2条、第5条、第8条関係)			
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
63	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸数(イからオまでにおいて「<u>住戸数</u>」という。)が1戸のもの</p>	1件につき	5,000円	63	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸の<u>うち同時に申請された住戸の数</u>(以下アからオまでにおいて「<u>申請住戸数</u>」という。)が1戸のもの</p>	1件につき	5,000円

イ <u>住戸数</u> が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	10,000円
ウ <u>住戸数</u> が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	18,000円
エ <u>住戸数</u> が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	31,000円
オ <u>住戸数</u> が25戸を超えるもの	1件につき	52,000円
(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	10,000円

イ <u>申請住戸数</u> が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	10,000円
ウ <u>申請住戸数</u> が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	18,000円
エ <u>申請住戸数</u> が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	31,000円
オ <u>申請住戸数</u> が25戸を超えるもの	1件につき	52,000円
(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積( <u>建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準」という。)</u> Iの第2の2の2—3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床	1件につき	10,000円

	イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (3)・(4) (略)	1件につき (略)	19,000円 (略)		面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (3)・(4) (略)	1件につき (略)	19,000円 (略)
64	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査 (1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸数(イからオまでにおいて「 <u>住戸数</u> 」という。)が1戸のもの	1件につき	次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。) 38,000円	64	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査 (1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(イからオまでにおいて「 <u>申請住戸数</u> 」という。)が1戸のもの	1件につき	次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。) 38,000円
	イ <u>住戸数</u> が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	66,000円		イ <u>申請住戸数</u> が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	66,000円
	ウ <u>住戸数</u> が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	96,000円		ウ <u>申請住戸数</u> が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	96,000円
	エ <u>住戸数</u> が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	140,000円		エ <u>申請住戸数</u> が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	140,000円

